

コンビニエンスストア業の

ベンチマーク制度

が平成29年度定期報告より始まります！

平成28年4月

資源エネルギー庁

ご存じですか？コンビニエンスストア業のベンチマーク制度 が平成29年度定期報告※より始まります！

※平成28年度におけるベンチマーク指標の状況を記載してください。

制度概要

ベンチマーク制度とは、同じ業種で、共通の省エネ指標（ベンチマーク指標）を設定することにより、省エネ取組を他社と比較できる制度です。ベンチマーク対象事業者は、「目指すべき水準」の達成を目指し、これを達成した事業者は省エネ優良事業者として社名を公表しています。

コンビニエンスストアのベンチマーク制度は以下となります。

① 対象事業

エネルギー使用量が同等の業種・業態

当該年度の定期報告書の特定-第3表「事業分類」欄においてコンビニエンスストア業（細分類番号5891）における年間エネルギー使用量が1500kWh以上となる事業者が対象となります。

② ベンチマーク指標

対象事業ごとに設定する共通の省エネ指標

コンビニエンスストアにおける電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値

③ 目指すべき水準

対象事業の上位層1割～2割の事業者が満たす水準

845kWh/百万円 以下

【参考】ベンチマーク指標の詳細

コンビニエンスストアにおける電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値

$$\text{ベンチマーク指標} = \frac{\text{コンビニエンスストアにおける電気使用量の合計量 (kWh)}}{\text{コンビニエンスストアにおける売上高の合計量 (百万円)}}$$

<補足説明>

- コンビニエンスストアとは、直営店舗、加盟店舗を含む全店舗を対象とします。従って、店舗以外の本社や事務所等は対象となりません。
- 対象となる電気は、他人から購入した電気（非化石エネルギー由来の電気と物理的に特定できるものは除く）とし、店舗の事業活動に係るすべての電気（店頭看板・サインポール等含む）となります。

ベンチマーク対象業種

ベンチマーク制度は、これまで、産業部門6業種10分野で導入され、28年4月よりコンビニエンスストア業が追加されました。

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1 A	(1) 高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ/t以下
1 B	(2) 電炉による普通鋼製造業	上工程の原単位（粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量）と 下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.143kℓ/t以下
1 C	(3) 電炉による特殊鋼製造業	上工程の原単位（粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量）と 下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和	0.36kℓ/t以下
2	(4) 電力供給業	①定格出力における発電端熱効率を設計効率により標準化した値 ②火力発電熱効率	①100.3%以上 ②—
3	(5) セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ/t以下
4 A	(6) 洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	6,626MJ/t以下
4 B	(7) 板紙製造業	板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ/t以下
5	(8) 石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876以下
6 A	(9) 石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ/t以下
6 B	(10) ソーダ工業	電解工程の電解払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.22GJ/t以下
7	(11) コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	845kWh/百万円以下

平成28年4月
施行

定期報告におけるベンチマーク指標の報告

定期報告とは、特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定を受けた事業者が、毎年度7月末日までに、本社の所在地を管轄する経済産業局と事業を所管する主務大臣に提出いただくものです。ベンチマーク対象事業者は平成29年度より定期報告の中で、ベンチマーク指標の状況について報告いただく必要があります。

● 特定－第6表において、ベンチマーク指標の状況を報告する

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算kl)
7	コンビニエンスストア業	923 kWh/百万円	18,943

● 特定－第7表において、ベンチマーク状況に関し、参考となる情報を報告する

ベンチマーク対象店舗数	○○店舗
ベンチマークの目指すべき水準との差	845 - 923 = ▲78
<未達理由>	
	昨年度は景気の悪化により、販売量が例年に比べ減少し、固定エネルギーの比率が増加したため。

実施スケジュール

コンビベンチ
マーク報告

平成28年3月

告示公布

平成28年4月

告示施行

平成28年4月～平成29年3月

ベンチマークデータ取得
(電気使用量・売上高)

平成29年7月

定期報告提出

平成30年5月

クラス分けに
適用開始

事業者クラス分け評価制度

平成28年度よりスタートする事業者クラス分け評価制度において、ベンチマーク達成事業者は、省エネ優良事業者（Sクラス）として位置づけられます。

Sクラス

省エネが優良な事業者

【水準】 ※1

① 努力目標達成

または、 ※2

② ベンチマーク目標達成

【対応】

優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。

Aクラス

一般的な事業者

【水準】

SクラスにもBクラスにも該当しない事業者

【対応】

特段なし。

Bクラス

省エネが停滞している事業者

【水準】 ※2

① 努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前度年比増加

または、

② 5年間平均原単位が5%超増加

【対応】

注意文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。

Cクラス

注意を要する事業者

【水準】

Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分

【対応】

省エネ法第6条に基づく指導を実施。

※1 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。